

整 理 番 号	2026004
表 題	社内管理基準（目標）の設定と運用方法について
工 種	—
分 類	施工管理
評 定 ポ イ ン ト	管理基準を超えた場合の運用方法の記載
具 体 的 な 内 容	施工計画書において、施工管理及び出来形管理を行ううえでの社内管理基準（目標）を設定する際、その運用方法（目標をオーバーした場合の検討体制や検討プロセス等の具体的な対処方法など）を記載していないケースが見受けられます。その場合、「社内の管理基準等が作成され管理している。」内の別紙の対象評価項目が×となってしまいます。
実践ヒント/担当検査員のコメント	管理基準を超えた場合の対処方法（原因の具体的な調査方法、検討体制、対策、再発防止策や社内での情報共有）が予め記載しておくことで○になります。
そ の 他	

2. 施工状況	Ⅰ．施工管理 その2	●評価対象項目 ☐ 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。 ・ 材料（質）のチェック、材料の保管、事前の対応、品質を保つための現場条件、品質を保つための方策の徹底、事後の対応、出来形に評価される品質の各々の時点における工夫が書面で確認できる。（「別紙6-1,6-2 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況」の提出が必要。） ☐ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 ・ 電子納品媒体の内容が問題なく作成されていることを確認し、その結果を「電子納品に係わるチェックシート」の「納品時チェック」欄に記録している。 ・ 提出が必要な工事書類が、総括表により電子納品・紙納品に区分され、不足なく提出されている。 ・ 法的な手続き等が必要なものに提出の漏れがない。（休日・祝日作業、道路使用、港湾区域の使用、労働基準監督署、海上保安本部への提出書類などの整備資料でチェックする。） ・ 写真帳の撮影箇所を略図等が添付され、把握しやすく見やすく整理されている。（電子納品の場合は、写真帳の添付図または写真内の黒板等の略図、及び写真情報の記載により、該当位置・部分及び状況が明確に確認出来ること。） ・ 説明のスムーズさから資料の整理、把握の良さがうかがえる。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みが適切になされている。 ・ 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画書が施工計画書に当初から添付され、また工事現場に掲示されている。 ・ 建設副産物の搬出先（中間処理施設、最終処分場等）が当初から計画されている。 ・ 土砂の搬入・搬出時の手続きが適正に行われている。 ・ 再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書が提出されており、数量が確認できる。 ・ 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストが整理され、所要の数量と整合する。 ・ 産業廃棄物処理を委託する場合、委託契約書の写しが提出されている。 ☐ 建設業退職金共済制度が適切に運用されている。（中小企業退職金共済制度加入者は、これに読み替える。） ・ 建設業退職金共済制度に加入している。 ・ 掛金収納書を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に提出している。 ・ 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」を現場に掲示している。 ・ 掛金充当実績総括表が作成され、制度の履行状況が適切に整理されている。 ☐ 社内の管理基準等が作成され管理している。 ・ 管理基準がない工種について、独自の管理基準を設定し管理していることが確認できる。 ・ 社内管理基準（目標）を設定するとともに、その運用方法（目標をオーバーした場合の検討体制や検討プロセス等の具体的な対処方法など）を定め、管理されている。 ・ その管理基準により、社内検査（書類検査）が完了していることが書面で確認できる。 ・ その管理基準により、社内検査（現場検査）が完了していることが書面で確認できる。	
---------	---------------	---	--

別紙ー3②（出来形及び出来ばえ・・・Ⅰ．出来形）

[入力方法]該当する項目「・」の「○、×」を選択する。該当しない場合は「＿」を選択する。

（検査員）

検査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e	
3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形 サンプル数が3個以上、10個未満の場合			出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、b～b'に該当しない。	- 出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 - 測量機器の検定証明書は提出不要であるが、認定期間切れの測量機器を使用した工事等、著しく出来形管理に問題があると認められる工事は「d」評価とする。		
		●評価対象項目 ☐ 出来形管理図及び出来形管理表に創意工夫がある。 - 測定表に出来形寸法を測定した箇所の略図等が掲載されている。 - 管理表による傾向、課題等が一目で判断できる。 ☐ 出来形測定において不可視部分が写真で的確に判断できる。 - 不可視部分の出来形寸法が確認できる写真が撮影されている。（監督員等が臨場した箇所を除く） - 完成写真等に、不可視部分の参考写真が添付されている。（竣工写真では工事内容が分かりにくい場合、不可視部分の参考写真が添付されている。例：海岸（潜堤）工事、基礎工事。該当がない場合は削除） ☐ 社内の管理基準等が作成され管理している。 - 市の管理基準のない工種について、独自の管理基準を設定し管理していることが確認できる。 - 社内管理基準（目標）を設定するとともに、その運用方法（目標をオーバーした場合の検討体制や検討プロセス等の具体的な対処方法など）を定め、管理されている。 - その管理基準により、社内検査（書類検査）が完了していることが書面で確認できる。 - その管理基準により、社内検査（現場検査）が完了していることが書面で確認できる。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 - 市の写真管理基準がない工種は、社内管理の撮影工種、項目、頻度、箇所などについて当該工事に即して施工計画書に具体的記述が補足されている。 - 写真管理基準の撮影頻度（時期）に基づき、撮影していることが確認できる。 - 工事写真帳が、写真管理基準（電子協議・電子納品運用ガイドライン（案）【工事編】）の分類に基づき整理され、電子媒体へ格納されている。 - 工事履行届に添付する「着手前・完成」写真に起終点が明示され、着手前と完成時が比較できる。 ☐ その他（ ） ばらつきが全て（ ）%以内で 評価対象項目の（ ）項目以上が該当					出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 上記に該当があれば・d		出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、検査職員が文書で補修（手直し）指示を行った。 上記に該当があれば・e
		●評価方法 ①チェック項目「・」のうち、該当項目は「○」、該当なしは「×」、評価の対象としない項目は「＿」を選択する。 ②評価対象項目「□」のうち、該当項目は「■」、該当なしは「×」、評価の対象としないものは「＿」とする。 ③評価対象項目の下欄のチェック項目「・」が複数の場合、チェック項目数の2/3以上あれば、□を■に変更する。⇒（該当していることを明示）					評価		